



## 緊急事態宣言発令に伴う豊島区の対応方針

本日、政府より、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言が東京都に発令されました。

東京都では、人流を抑制し、これ以上の感染拡大を防止するため、不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮及び酒類の提供自粛、大規模商業施設の休業等を要請しています。

豊島区においても、この趣旨に基づき、区民生活へ及ぼす影響を最小限に抑えながら、下記のとおり、集中的な感染防止対策を講じてまいります。

### 記

1. 区立施設等の運営については、原則として、休館及びサービスを休止する。  
ただし、区民の生活を支える基礎的サービスは、感染防止対策を講じたうえで継続する。
2. 区主催のイベント等については、原則として中止する。
3. 緊急事態宣言中における施設の休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。  
また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則返還し、キャンセル料等は徴収しないこととする。
4. ゴールデンウィーク期間中、コロナに関する区民等からの相談対応及び緊急事案へ迅速に対応するため、特別対策本部を設置する。  
期間：令和3年4月29日（木・祝）、5月1日（土）～5月5日（水・祝）  
▶ 対策本部、池袋保健所、生活困窮対策、代表コールセンター、ワクチンコールセンター、宿日直が相互に連携し各事案に対応
5. 宣言解除後の対応については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。